

**令和8年度住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業**  
(うち、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る調査、普及・広報を行う事業)  
を行う補助事業者の募集についての公示

令和8年3月12日  
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

令和8年度住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業のうち住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る調査、普及・広報を行う事業を行う補助事業者の募集について公示する。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(うち、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る調査、普及・広報を行う事業)

### (2) 事業目的

省エネ性能の高い住宅の整備や、既存住宅の改修、中大規模木造建築物の整備等を総合的に支援することで、住宅・建築物のカーボンニュートラル化を推進する。

※本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、契約締結時期、業務内容等の変更が生じる場合があります。

### (3) 事業内容

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る調査、普及・広報に関する事業

## 2. 公募期間

令和8年3月12日(木)～令和8年3月26日(木)18時00分(必着)

## 3. 公募対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 公平正及び中立性の高い機関であり、かつ、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

#### 4. 公募対象事業

以下に掲げる取組を含む事業を公募対象とする。

- ① 中大規模建築物等における木材の活用促進に係る調査、普及・広報
- ② 日本の住文化の再発見や伝統産業の振興、地域の活性化を図るための、和の住まいを現代の住まいづくりに取り入れることに関する調査、普及・広報

#### 5. 補助金の上限額、補助率及び募集件数

なお、補助上限額は、以下に記載する金額を想定している。

0. 6億円程度の内数、定額、3件程度

#### 6. 手続等

##### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 担当：櫻井、高久、保田

電話：03-5253-8111(内線39-438、39-476、39-455)

電子メール：[sakurai-m85ab@mlit.go.jp](mailto:sakurai-m85ab@mlit.go.jp)・[takaku-h2u4@mlit.go.jp](mailto:takaku-h2u4@mlit.go.jp)・[hoda-t26n@mlit.go.jp](mailto:hoda-t26n@mlit.go.jp)

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和8年3月12日（木）～令和8年3月26日（木）

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて電子メールにより配布

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

##### (3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和8年3月26日（木）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、電子メールにて提出すること。

##### ④その他

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後10年間保存すること。

- ・着信を確認すること。
- ・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。  
「Just System 一太郎」、 「Microsoft Word」  
「Microsoft Excel」、 「Adobe Acrobat Reader」  
(これ以外での提出は無効)
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。
- ・当該メールの件名は「住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る調査、普及・広報を行う事業を行う補助事業者の募集への提出」とすること。

## 7. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、「4. 公募対象事業」に掲げる優位に評価する取組への適合性や提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

## 8. 留意事項

### (1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

### (2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならない。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

### (3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓す

る宣誓書を添付すること。

- ・ 本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・ 虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。

※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

#### (4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

### 9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 6(1)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。